

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、最長1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。
- 延滞金は免除し、担保の提供は不要です。
(注1) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業等の状況に応じて計画的に納付していただけます。
(注2) 猶予期間中であっても納付がなければ、車検等に必要な納税証明書は発行されません。

対象となる方

次の①②のいずれも満たす方が対象です。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 納期限時点で納付が困難であることが条件になりますので、納期限が分かれているものは、納期限ごとに申請が必要です。

対象となる地方税

- ・令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する市県民税(普通徴収・特別徴収)、法人市民税、固定資産税、軽自動車税が対象です。なお、猶予期間であっても納付がなければ、車検等に必要な納税証明書は発行されません。
- ・対象期間に該当する未納分についても、申請手続き期間内であれば、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・関係法令の施行(令和2年4月30日)から2か月後、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。